

件 名	「介護のしごと相談・面接会」の実施について																		
所 管 部 課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課																		
内 容	<p>求職中の方を対象に下記のとおり、「介護のしごと相談・面接会」を開催する。</p> <p>1 日時 令和元年7月11日（木） 午前11時～午後2時</p> <p>2 場所 シアター1010 ギャラリー</p> <p>3 参加事業者 居宅系事業者 15社 施設系事業者 15社</p> <p>4 概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護の仕事についての説明 ・ 事業者のPR ・ 各ブースでの相談等 ・ ハローワーク足立との共催 </p> <p>5 周知方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ あだち広報6/25号 ・ 新聞折込（朝日・読売・毎日・産経・日経・東京） ・ 北千住駅構内ポスター掲示 ・ 区内駅情報スタンド ・ 区施設掲示・区ホームページへ掲載等 </p> <p>6 過去の実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">実施回数</th> <th style="text-align: center;">参加者</th> <th style="text-align: center;">採用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">2回</td> <td style="text-align: center;">153人</td> <td style="text-align: center;">23人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">2回</td> <td style="text-align: center;">176人</td> <td style="text-align: center;">35人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td style="text-align: center;">74人</td> <td style="text-align: center;">21人</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 その他 令和元年11月6日（水）に2回目を開催予定</p>			年度	実施回数	参加者	採用	30	2回	153人	23人	29	2回	176人	35人	28	1回	74人	21人
年度	実施回数	参加者	採用																
30	2回	153人	23人																
29	2回	176人	35人																
28	1回	74人	21人																

第1回「介護保険・障がい福祉専門部会」

令和元年7月10日

件名	高齢者見守りサービス助成事業について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課
内容	<p>見守りを必要とする足立区に住所を有し、在宅している高齢者またはその親族に対し、民間企業等との契約により開始する見守りサービスに要する費用の一部を助成する事業を開始した。</p> <p>1 助成開始時期 令和元年7月</p> <p>2 助成対象者 65歳以上のひとり暮らし及び高齢の夫婦等の世帯、日中独居の高齢者で、次のいずれにも該当する方。 (1) 区内に住所を有し、かつ住所地に居住している者 (2) 身体上慢性的疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にある者</p> <p>3 助成対象となるサービス 高齢者の自宅に生活活動感知器等の設置により、親族が高齢者の生活状況等を把握することができるサービス。 例) ・ URが提供する見守りサービス ・ 民間警備会社等が提供する見守りサービス ※原則として自宅内での見守りを対象とする ※携帯電話機能がついたものは対象としない</p> <p>4 対象費用 見守りサービスに係る機器の初期設置費用(専用アクセサリ等周辺機器に係る費用を除く)または見守りサービスの利用を開始した日の属する月に係る月額利用料(当該初期設置費用がない場合に限る)。 ただし、助成対象者が助成決定日以降に契約したものに限る。</p> <p>5 助成金額 上限額 13,500円</p>

件名	介護従事者永年勤続褒賞要綱の改正について																																				
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																				
内 容	<p>1 概要 区内の介護サービス事業所に勤務する従事者の意欲向上と介護事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者を顕彰することを目的とし、毎年、介護の日（11月11日）に実施する表彰式で、事業所代表者に褒状及び記念品を授与する。</p> <p>2 主な改正点 (1) 記念品代上限額の変更</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(改正前)</th> <th></th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続 5年</td> <td>3,000円</td> <td>→</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>勤続 10年</td> <td>5,000円</td> <td>→</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>勤続 15年</td> <td>10,000円</td> <td>→</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 介護従事者永年勤続褒賞対象「介護サービス事業種別」一覧の改正</p> <p>3 施行日 平成31年4月1日</p> <p>4 周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月（予定）に区内介護サービス事業所あて推薦依頼文を郵送 ・ 足立区介護サービス事業者連絡協議会で案内 ・ 区ホームページへ掲載等 <p>5 過去の受賞者数</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>5年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30</td> <td>322人</td> <td>138人</td> <td>116人</td> <td>576人</td> </tr> <tr> <td>平成29</td> <td>309人</td> <td>223人</td> <td>76人</td> <td>608人</td> </tr> <tr> <td>平成28</td> <td>280人</td> <td>57人</td> <td>82人</td> <td>419人</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 次回褒賞式典 令和元年11月11日（月）</p>		(改正前)		(改正後)	勤続 5年	3,000円	→	5,000円	勤続 10年	5,000円	→	10,000円	勤続 15年	10,000円	→	15,000円	年度	5年	10年	15年	合計	平成30	322人	138人	116人	576人	平成29	309人	223人	76人	608人	平成28	280人	57人	82人	419人
	(改正前)		(改正後)																																		
勤続 5年	3,000円	→	5,000円																																		
勤続 10年	5,000円	→	10,000円																																		
勤続 15年	10,000円	→	15,000円																																		
年度	5年	10年	15年	合計																																	
平成30	322人	138人	116人	576人																																	
平成29	309人	223人	76人	608人																																	
平成28	280人	57人	82人	419人																																	

改正前	改正後
<p>(褒賞)</p> <p>第5条 褒賞については、対象となる者に対し、褒状と次の各号に掲げる区分に応じ定めた記念品を贈呈するものとする。</p> <p>(1) 勤続5年 3,000円</p> <p>(2) 勤続10年 5,000円</p> <p>(3) 勤続15年 10,000円</p> <p>付 則(28足福介発第1374号 平成28年8月2日 区長決定)</p> <p>この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則(30足福介発第1628号 平成30年6月22日 福祉部長決定)</p> <p>この要綱は、平成30年7月2日から施行する。</p>	<p>(褒賞)</p> <p>第5条 褒賞については、対象となる者に対し、褒状と次の各号に掲げる区分に応じ<u>当該各号に定める額を上限とする</u>記念品を贈呈するものとする。</p> <p>(1) 勤続5年 <u>5,000円</u></p> <p>(2) 勤続10年 <u>10,000円</u></p> <p>(3) 勤続15年 <u>15,000円</u></p> <p>付 則(28足福介発第1374号 平成28年8月2日 区長決定)</p> <p>この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則(30足福介発第1628号 平成30年6月22日 福祉部長決定)</p> <p>この要綱は、平成30年7月2日から施行する。</p> <p><u>付 則(30足福介発第4354号 平成31年1月30日 区長決定)</u></p> <p><u>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>

足立区介護従事者永年勤続褒賞対象「介護サービス事業種別」一覧

	介護サービス事業種別	予防	職 種
計画	居宅介護支援	—	介護支援専門員
	介護予防支援	○	保健師 介護支援専門員 社会福祉士 看護師 社会福祉主事
居宅サービス	訪問介護	○	訪問介護員 サービス提供責任者
	訪問入浴介護	○	看護師 准看護師 介護職員
	訪問看護	○	保健師 看護師 准看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
	訪問リハビリテーション（機能訓練）	○	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
	居宅療養管理指導	○	対象外
通所サービス	通所介護 （デイサービス）	○	生活相談員 看護師 准看護師 介護職員 機能訓練指導員
	通所リハビリテーション （デイケア）	○	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 介護職員 看護師 准看護師 柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師
	短期入所生活介護 （ショートステイ）	○	生活相談員 介護職員 看護師 准看護師 栄養士 機能訓練指導員
	短期入所療養介護 （医療型ショートステイ）	○	看護師 准看護師 介護職員 支援相談員 理学療法士 作業療法士 栄養士
その他	特定施設入居者生活介護	○	生活相談員 看護師 准看護師 介護職員 機能訓練指導員 計画作成担当者
	福祉用具貸与	○	福祉用具専門相談員
	特定福祉用具販売	○	福祉用具専門相談員
	地域包括支援センター	○	保健師 介護支援専門員 社会福祉士 看護師 社会福祉主事 作業療法士
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （24時間地域巡回型訪問サービス）	—	オペレーター 訪問介護員 保健師 看護師 准看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 計画作成責任者
	夜間対応型訪問介護	—	オペレーター 訪問介護員 面接相談員
	認知症対応型通所介護	○	生活相談員 看護師 准看護師 介護職員 機能訓練指導員
	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	○	介護職員 計画作成担当者
	小規模多機能型居宅介護	○	看護師 准看護師 介護職員 介護支援専門員
	看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス）	—	保健師 看護師 准看護師 介護職員 介護支援専門員
	地域密着型通所介護	—	生活相談員 看護師 准看護師 介護職員 機能訓練指導員
施設	介護老人福祉施設	—	生活相談員 介護職員 看護師 准看護師 栄養士 機能訓練指導員 介護支援専門員

(特別養護老人ホーム)		
介護老人保健施設	—	看護師 准看護師 介護職員 支援相談員 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 栄養士 介護支援専門員
介護療養型医療施設	—	栄養士 看護師 准看護師 介護職員 理学療法士 作業療法士 介護支援専門員 精神保健福祉士
<u>介護医療院</u>	—	<u>看護師</u> <u>准看護師</u> <u>介護職員</u> <u>理学療法士</u> <u>作業療法士</u> <u>言語聴覚士</u> <u>栄養士</u> <u>介護支援専門員</u>
軽費老人ホーム（ケアハウス）	○	生活相談員 介護職員 栄養士

第1回「介護保険・障がい福祉専門部会」

令和元年7月10日

件名	元気応援ポイント事業実施要綱の改正について																								
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																								
内容	<p>元気応援ポイント事業実施要綱について、平成30年度に元気応援ポイント手帳交付者を対象に実施したアンケート結果をふまえて改正したため、下記のとおり主な改正点を報告する。</p> <p>1 活動褒賞について 改正前は、年間3,000ポイント（30時間）以上を5年間継続するごとに、記念品として、3,000円分の商品券を授与することとしていたが、記念品代の上限額を以下のとおり変更した。</p> <table border="0" data-bbox="494 728 1244 884"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(改正前)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(改正後)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">5年間継続</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">10年間継続</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">15年間継続</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> </table> <p>【参考】過去の受賞者数</p> <table border="1" data-bbox="466 940 1343 1025"> <thead> <tr> <th>区分 / 年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年間継続</td> <td style="text-align: center;">107名</td> <td style="text-align: center;">37名</td> <td style="text-align: center;">90名</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 受入機関の拡大について 【改正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う区内の施設及び事業所で、ボランティア活動を受け入れているもの ・ 区立の社会教育施設及び学校等でボランティアを活用して事業を実施しているもの ・ 総合ボランティアセンターに登録しているボランティアグループ ・ その他、区長が受入機関等として適当と認めた施設及び団体等 <p>【改正後】</p> <p>(1) 上記に加え、<u>子ども食堂の運営に関わるボランティア団体を加える。</u></p> <p>(2) <u>現行でも認めている受入機関を要綱に明記する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区社会福祉協議会が実施するふれあいサロン支援事業に登録してふれあいサロンを実施しているもの ・ 区内の地域包括支援センターを設置する事業者であって地域包括支援センターにおいてボランティアを活用して事業を実施しているもの <p>3 施行日 平成31年4月1日 ただし、受入機関の拡大は平成30年12月28日より施行。</p> <p>4 周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元気応援ポイント手帳に掲載 ・ 令和元年7月初旬発送の元気応援通信に掲載 ・ 区ホームページへ掲載等 <p>5 次回褒賞式典 令和元年11月11日（月）</p>		(改正前)		(改正後)	5年間継続	3,000円	→	5,000円	10年間継続	3,000円	→	10,000円	15年間継続	3,000円	→	15,000円	区分 / 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間継続	107名	37名	90名
	(改正前)		(改正後)																						
5年間継続	3,000円	→	5,000円																						
10年間継続	3,000円	→	10,000円																						
15年間継続	3,000円	→	15,000円																						
区分 / 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																						
5年間継続	107名	37名	90名																						